

○福原学園役員等報酬規則

昭和62年学園規則第2号

施行：昭和62年4月25日

最終改正：令和2年4月1日

(目的)

第1条 この規則は、学校法人福原学園寄附行為第43条の規定に基づき、役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、学校法人福原学園（以下「学園」という。）において勤務することが常態である役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、通勤手当、賞与、退職手当その他の役員等としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、この役員の報酬等には、福原学園給与規則（平成21年学園規則第1号）及び福原学園退職手当規則（平成23年学園規則第5号）に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員等としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員等に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤の役員 報酬、通勤手当、賞与、退職手当
- (2) 非常勤の役員 報酬、退職手当
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 報酬 別表第1に定める額
- (2) 通勤手当 別表第2に定める額
- (3) 賞与 別表第3に定める算式により算出される額
- (4) 退職手当 別表第4に定める算式により算出される額

2 非常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 報酬 別表第5に定める額

(2) 退職手当 別表第4に定める算式により算出される額

3 評議員に対する報酬の額は別表第5に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。ただし、第1号及び第2号に掲げる支給日が福原学園就業規則（平成23年学園規則第2号。以下「就業規則」という。）第28条第6項第1号から第3号までに規定する休日又は銀行の休業日に当たるときは、当該日の直前の休日でない日とする。

(1) 報酬及び通勤手当 毎月21日

(2) 賞与 毎年6月30日及び12月10日

(3) 退職手当 任期の満了、辞任又は死亡により退職した日から起算して1月以内

2 評議員に対する報酬は、評議員会への出席など法人運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員及び評議員が職務執行のため出張した場合は、当該役員等に対して旅費を支給する。

2 非常勤の役員および評議員が理事会又は評議員会に出席した場合は、当該する非常勤の役員および評議員に対して旅費を支給する。

3 旅費の額は別表第6のとおりとする。

4 前3項に定めるもののほか、役員等が職務の執行に当たって費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤の役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 常勤の役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、当該月の現

日数から就業規則第28条に規定する休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(端数の処理)

第8条 この規則により、退職手当を除く報酬等の計算金額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 この規則の定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(支給の制限)

第9条 第3条の規定による通勤手当は、常勤の役員のうち学園の職員には支給しない。

2 第3条及び第6条の規定による報酬及び費用は、評議員のうち学園の職員には支給しない。

3 第3条の規定による退職手当は、役員が福原学園寄附行為第12条第1項の規定により解任された場合（同項第2号に該当し解任された場合は除く。）は支給しない。

4 非常勤の役員が、理事会及び評議員会等が同一の日で開催され、双方に出席した場合、評議員の報酬及び費用は支給しない。

(退職手当の遺族への支給)

第10条 第3条に規定する退職手当は、役員が死亡した場合にはその遺族に支給する。

2 前項に規定する遺族は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員の死亡当時に事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

(2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の死亡当時に主としてその収入によって生計を維持していたもの

(3) 前号に掲げる者の外、役員の死亡当時に主としてその収入によって生計を維持していた親族

(4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しない者

3 前項に掲げる者が退職手当を受ける順位は、前項各号の順位により、第2号及び第4号に掲げる者にあつては、同号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

4 退職手当の支給を受けるべき同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。

(遺族からの排除)

第11条 次に掲げる者は、退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 役員を故意に死亡させた者
- (2) 役員の死亡前に、当該役員の死亡によって退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

(公表)

第12条 学園は、この規則をもって、私立学校法（昭和20年法律第270号）第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第13条 この規則の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第14条 この規則の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則

- 1 この規則は、昭和62年4月25日から施行し、昭和62年4月1日から適用する。
- 2 この規則施行前に支給された報酬、費用弁償は、この規則を適用されたものとみなす。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年7月29日から施行し、平成11年6月4日から適用する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(福原学園役員退職手当規則の廃止)

- 2 福原学園役員退職手当規則（昭和53年学園規則第2号）は、廃止する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条第1項第1号関係）

常勤の役員の報酬

役職名	報酬の額
理事長	月額 1,650,000 円
副理事長	月額 850,000 円
常務理事	月額 720,000 円
常勤の理事	月額 100,000 円
常勤の理事のうち1号理事	月額 50,000 円
監事	月額 250,000 円

備考 常勤の理事のうち1号理事とは、寄附行為第7条第1項第1号により選任された理事をいう。

別表第2（第4条第1項第2号関係）

常勤の役員の通勤手当

通勤手段	通勤手当の額	
交通機関	通勤に要する運賃等の6月定期代に相当する額	
自動車	自動車等の片道使用距離の区分に応じて、それぞれ次に定める額	
	イ 2 km以上 5 km未満	3,250 円
	ロ 5 km以上 15 km未満	9,750 円
	ハ 15 km以上 25 km未満	15,990 円
	ニ 25 km以上 35 km未満	22,230 円
	ホ 35 km以上 50 km未満	29,640 円
ヘ 50 km以上	30,810 円	

別表第3（第4条第1項第3号関係）

常勤の役員の賞与算定式

$$\text{支給日における月額報酬額} \times \text{支給率}$$

備考 支給率は、この法人の職員に対して同時期に支給する賞与の支給率として理事会が定めた率

別表第4（第4条第1項第4号及び第2項第2号関係）

役員退職手当算定式

$$\text{退職日における報酬月額} \times \text{在職年数} \times 2$$

備考 在職年数の計算は、役員としての引き続いた在職期間による。

- 2 前項の規定による在職期間の計算は、役員となった日の属する月から退職し、又は解任された日の属する月までの月数による。
- 3 前項の規定により計算した在職期間に1年未満の端数がある場合には、その端数は、切り捨てる。ただし、その在職期間が6月以上1年未満の場合には、これを1年とする。
- 4 役員が、任期満了の日又はその翌日において再び役員に任命された場合は、引き続き在職したものとみなし、その者の退職手当は支給しない。
- 5 職員としての引き続きいた在職期間及び役員としての引き続きいた在職期間を有する役員の在職期間については、別紙のとおりとする。

別表第5（第4条第2項第1号及び第3項関係）

非常勤の役員及び評議員の報酬

役職名	報酬の額
理事	月額 100,000 円
監事	月額 100,000 円
評議員	日額 20,000 円

別表第6（第6条第3項関係）

旅費の額

旅費の区分	旅費の額
鉄道賃	旅客運賃、グリーン料金、特急料金
船賃	特等料金
航空賃	実費
車賃	実費
日当	役員 1日につき 4,000 円 評議員 1日につき 3,500 円
宿泊費	役員 16,000 円 評議員 13,000 円

備考 日当は、福岡県、佐賀県、大分県及び山口県以外への出張の場合に限り支給する。

別紙

福原学園役員等報酬規則による在職期間等の参考例

